

広島県立文書館における利用・普及の 現状と課題

西向 宏介

【要旨】 文書館の利用・普及に関しては、展示活動のあり方を中心に数多く論じられてきた。しかし、文書館の普及を象徴づける最も重要な事柄は、閲覧利用の促進であり、その意味で、資料整理・目録公開という、文書館の基本機能も含めて普及活動を考えていく必要がある。本稿では、広島県立文書館における利用・普及の現状を明らかにし、今後の館の普及に向けての課題を検討する。

はじめに

- 1 文書館の利用と普及活動をめぐる議論
 - 2 広島県立文書館における普及活動の現状と課題
 - 2-1 展示業務
 - 2-2 ホームページ業務
 - 2-3 その他普及活動—その後の課題も含めて—
 - (1) バックヤードを見せる工夫
 - (2) 組織内部への普及
 - (3) 展示・掲示物の工夫
 - (4) インフォメーションシートの作成
 - 3 資料整理・公開と閲覧利用動向の分析
 - 3-1 収蔵資料整理と目録公開の動向
 - (1) 行政文書・行政資料の整理・目録公開
 - (2) 古文書の整理・目録公開
 - 3-2 閲覧利用動向—来館者数と出納数—
 - (1) 来館者数の動向
 - (2) 資料出納数の動向
 - (3) 閲覧利用動向の特徴—山口県文書館との比較—
 - (4) 閲覧利用促進に向けての課題
- おわりに

はじめに

文書館の利用・普及に関する研究は、展示論を中心に近年活発に行われてきた¹⁾。文書館の普及活動が博物館・美術館や図書館など他の類縁機関と異

なる点は、その認知度の低さから、まず「文書館（あるいは公文書館、アーカイブズ）とは何か」という根本から説き起こさなければならない点にある。そのため、文書館の普及活動をめぐっては、これら類縁機関とは異なる文書館の独自性をどう考えるのかという点が議論の焦点となり、様々な見解が示されてきたと言えよう。文書館の利用が進み、その普及が実現するためには、まず、文書館がどのようなものとして普及すればよいのかという根本（文書館の本質）を明確にすることが、館の側にも求められる。その基本的なスタンスに基づいた上で、どのような利用を重視し、そのためにどのような普及活動を行っていくかを検討しなければならない。

筆者はこれまで、文書館の普及活動について、展示を中心にいくつかの見解を発表してきた²⁾。そこでは、出張展示や他館との連携事業の有効性を認めつつも、基本的には、閲覧利用を文書館における利用の第一義と考え、展示も閲覧利用に結びつくものとして実施することが望ましいとの認識を示してきた。本稿でもその立場に立った上で、館の利用・普及をいかに図ればよいか、広島県立文書館の現状に基づいて考察していくことにする。

ところで、「普及」という言葉の一般的な意味は、「広く一般に行きわたること、また、行きわたらせること」である³⁾。文書館の普及活動とは、文書館を広く一般に行きわたらせるために行う活動であると言えよう。しかし、文書館の普及活動といった場合、通常は、展示や講座・講習・講演会といった活動（とりわけ展示）が取り上げられ、それ以外の文書館業務については、普及活動として取り上げられることが殆どないように思われる。閲覧・レファレンスを普及の観点から論じるべきとの指摘もなされたが、そのような観点は、必ずしも深められているとは言えない。文書館の普及とは、本来、アーカイブズとしての文書・記録の収集・保存・整理・公開という文書館の基本機能の普及でなければならないはずであり、展示や講座・講習・講演会などのイベントだけでなく、文書館の基本機能の普及につながる全ての日常的な活動が、普及の観点から位置づけられる必要がある。

とくに、文書館の存在意義に関わる場所の、利用者との関係を意識した時、展示などの間接利用に関する議論がこれまで盛んであったことを踏まえれば、今後は、閲覧・レファレンスなどの直接利用に関わる部分の考察が一層必要であると言えよう。

本稿では、閲覧利用の促進も含め、普及活動を全体としてどのように進め

ていけばよいか，広島県立文書館の取組をもとに考察していくことにする。

1 文書館の利用と普及活動をめぐる議論

広島県立文書館における普及活動の取組を述べる前に，まず，文書館の利用と普及をめぐる近年の議論について触れておきたい。

文書館の普及を考える時，まず念頭に置く必要があるのは，「利用」概念の変化である。平成元年(1989)6月1日の内閣官房副長官による「公文書館法解釈の要旨」によると，公文書館法における「利用」とは，「展示，貸出等も考えられるが，基本的には閲覧である」としていた。しかし，平成11年(1999)制定の国立公文書館法では，当初第6条（公文書等の閲覧）において「国立公文書館において保存する公文書等は，一般の閲覧に供するものとする」(下線筆者注)としていた条文を同年12月に改正し，第4条（国立公文書館の目的）で「歴史資料として重要な公文書等を保存し，及び一般の利用に供すること等の事業を行う」(同上)と規定した。つまり，多様な利用を想定し，「閲覧に供する」を「利用に供する」へ変更したのである。そして，平成21年に制定された公文書の管理に関する法律（公文書管理法）では，第23条（利用の促進）において「国立公文書館等の長は，特定歴史公文書等（第16条の規定により利用させることができるものに限る。）について，展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない」(同上)とし，一般の利用について「展示その他の方法」という具体例を明示したのである。

このような法律の流れを見ると，文書館の「利用」に関するイメージは，この20年余の間に，各館での展示業務の活発化を背景として「閲覧」から「展示」へ大きく変化していったと読み取ることができる⁴⁾。ただし，「閲覧」自体を軽視するようになったわけではなく，より正確に言えば，「閲覧」を第一義とする公文書館法的理解から，「閲覧」(利用者自身による資料の直接利用)と「展示」等(職員による資料の選択と解釈を介した間接利用)をいずれも「利用」として重視する公文書管理法的理解へ変化したと見るべきであろう。今日では，さらにバーチャル展示やデジタル画像提供など，来館しない形での利用も視野に入れた活動を各館で取り組むようになってきている。

もっとも，文書館の利用をどのように考えるかは，各館の置かれた条件に

よっても大きく違う。「歴史館」のように博物館並みの展示スペースを有する施設や、館の機能として博物館的展示（特定のテーマ設定による展示や借用資料による展示、モノ資料の出陳も含めた展示）を行うことになっている施設では、当然展示が重視されよう⁵⁾。反対に、館内に展示室等を持たない施設では、必然的に展示は館の業務として存在しないか、もしくは極めて小さな位置づけしか与えられなくなる。ただ、全体として展示業務を重視する傾向は存在し、文書館の独自性にあまりとらわれず、博物館的展示手法も積極的に採り入れるべきとの主張が多く示される傾向にある⁶⁾。かつてのような自制的・禁欲的な論調は見受けられなくなってきたと言える。

ただ、こうした展示論の傾向については、まずもって、博物館展示に“学ぶ”ことと博物館展示を“目指す”こととは別であるという点を指摘しておきたい。展示論の中には、考古資料や民俗資料までも組み込んだ展示を「積極的」と評し、収蔵資料のみによる展示を「視野が狭く矮小化された」「展示消極論の産物」と評する極論⁷⁾も存在するが、文書館に対する誤った理解と言うほかはない。文書館展示とは、館が収蔵する「アーカイブズ」を一般に開く行為が基本なのであって、収蔵資料の間接的な閲覧提供ともいうべきものである。どのようなテーマを設定して開催するにしろ、もしくは博物館展示の手法を採り入れるにしろ、この点を踏み外してはならないであろう⁸⁾。また、展示業務はそれ自体相当の労力を要する業務である。たとえ小規模な展示であっても、展示資料の選定やパネル・キャプション作成のための調査研究にはかなりの時間を要するものである。当館の展示業務の実情については後述するが、今後は、業務全体の中での労力配分を意識する視点が、展示業務には求められる。

一方、展示以外の普及活動をめぐっては、あまり深められていないのが現状であろう。展示を含めた様々な普及活動のあり方について、森本祥子氏はイギリスの文書館施設を例に事例紹介している⁹⁾。分かりやすく親しみやすいガイドの作成やインフォメーションシート（テーマ別の館内配布用パンフレット）の作成、学校教材用の史料複製セットや収蔵史料を利用した複製・カードなど様々な出版事業のほか、地域の歴史サークルの出版物販売の請負、「露天文書館」（街のショッピングアーケードでのパネル展示や修復実演）、入口のショーウィンドー展示など、いずれも興味深い事例である。海外のアーカイブズ施設を利用し、その事情に詳しい多くの日本の西洋史・東洋史

研究者がこうした海外の事例を数多く紹介すれば、日本のアーカイブズ普及論も相当進化するものと考えるが、その後このような事例紹介は進んでいない。

もっとも、普及活動全般に関しては、いくつかの重要な指摘もなされている。近年では諸外国における「アウトリーチ」(普及業務の英訳)に関する考察が見受けられる¹⁰⁾。その中で興味深いのは、アーキビストによって「アウトリーチ」の定義にかなりの幅があることであり、割合は低いものの、通常考えられている「情報発信」や「展示」「講座・講演会」以外にも、「受入」「保存」「資料整理」「目録作成」といった文書館の基本業務も全て「アウトリーチ」定義に含めて考えるアーキビストも存在することである¹¹⁾。冒頭に述べたように、文書館の普及とは、文書館の基本業務である収集・保存・整理・公開の普及であることを考えれば、普及活動に関するこのような理解が国内外を問わず存在することは、ある意味当然とも言える。このことに関連して注目されるのは、収集・整理・保存といった基本業務を、閲覧利用などの「直接サービス」(パブリック・サービス)の土台となる「間接サービス」(テクニカル・サービス)と捉え、重視する指摘である。垣花優子氏は、「テクニカル・サービス業務を行う者は利用者と直接顔を合わせたり、電話での対応があるわけではない。しかし彼らの業務の成果は、利用者に直接利用され、彼ら(利用者=筆者注)の情報活動を左右することにつながるものである」と述べる¹²⁾。また、森本氏は、普及活動について文書館独自の視点が必要であると指摘している。その独自の視点とは、多様な利用者層や記録媒体への対応など、様々な業務が相互に関連していることを前提として様々な業務をこなすという視点であり、普及活動はそれら業務の連携と発展を助けるものと位置づけている¹³⁾。これらの指摘は、文書館業務というものが、他の類縁機関以上に、様々な業務の関連によって成り立っているという本質を指摘したとも言える。従って、文書館における普及活動は、文書館の様々な業務相互の有機的な関係が広く理解されるような活動でなければならず、その活動のあり方は、展示や講座・講演に限らず、基本機能を含めた様々な業務の中で模索される必要があると言えよう。

また、辻川敦氏は、尼崎市立地域研究史料館における窓口対応・レファレンスを軸とした業務改革と自主グループ・ボランティアとの有機的な関係に基づく活動実践を紹介し、「市民文書館」(「社会に内在化し、広く市民社会の

理解と協力を得て支えられる文書館」)を提唱している¹⁴⁾。辻川氏の「市民文書館」論は、文書館の普及活動が目指す一つの理想的な姿とも言えるが、そこには、従来の展示偏重とも言える普及論への批判も含まれており、閲覧・レファレンスという利用に関する基本業務が、普及活動を論じる中できちんと位置づけられてこなかったという問題点を浮き彫りにする指摘である。

以上のように、文書館の利用と普及をめぐるこれまでの議論は、展示等のあり方を中心に論じられてきた。しかし、文書館が収集・保存・整理・公開という基本業務の密接な関連のもとに成り立っていることを踏まえた場合、それら業務全体の普及につながる取組を展示・講座・講演といった手法に限らず考えていく必要がある。とりわけ利用者と直接的な接点となるところの、閲覧利用に係る業務を普及の観点から考察することは、今後の重要なポイントとなる。

以下では、広島県立文書館における普及活動の現状について、展示・ホームページ・その他の業務に分けて明らかにし、さらに普及の鍵となるべき資料整理・公開のあり方についても述べ、文書館としての普及活動を今後どう考えればよいか、その素材を提供したい。

2 広島県立文書館における普及活動の現状と課題

2-1 展示業務

広島県立文書館では、開館以来数多くの展示を開催してきた。当館の展示室は90㎡であり、長方形の室内の長辺2面に固定展示ケース(総延長22.4m)が設置されている。博物館施設とは比較にならない程の小規模な展示室ではあるが、文書館施設の展示室としては、比較的恵まれた展示スペースであるとも言える。当館には可動展示ケースが4つあり、これらも使用してこれまで様々な展示をほぼ切れ目なく実施してきた。過去に実施した展示の内容については、筆者が先述の論考¹⁵⁾で紹介したことがあるが、改めて現時点までの展示業務の歩みを総括的に述べてみたい。

開館以来、当館で実施してきた展示を一覧表にしたのが表1・2である。表1は企画展示の実施内容である。「特別展」は借用文書によって構成する展示であり、「企画展」は収蔵文書と借用文書による展示、「収蔵文書展」は当館収蔵文書のみで行う展示である。また、表2は「収蔵文書の紹介」展

（文字通り収蔵文書を紹介するための小規模展示）の内容である。また，表1・2をもとに，展示の実施状況について日数をグラフ化して示したのが図1である。なお，「収蔵文書の紹介」展については，平成18年度途中から統計を取り始めたため，それ以前の日数は不明である。

表1 広島県立文書館の展示実施状況

年度	展示種別	展示名称	日数 (A)	観覧者 数(B)	(B)/(A)
昭63 平元	特別展	古文書に見る安芸・備後の南北朝動乱と情報	25	1566	62.64
	企画展	広島城下の町組と商人文化	105	1298	12.36
平2	特別展	古文書に見る瀬戸内の海上交易と水軍	26	1423	54.73
	収蔵文書展	明治期広島の政治	93	2443	26.27
	収蔵文書展	江戸時代の武家文書	79	2561	32.42
平3	企画展	近世尾道の発展と商人—橋本家文書を中心に—	51	1200	23.53
	特別展	海外移住展—写真と文書で見る広島県移住史—	71	1398	19.69
平4	企画展	資料と見る広島県の鉄道のあゆみ	26	661	25.42
	収蔵文書展	渋谷家文書の世界—戦国期・江戸初期の豪商渋谷氏と尾道—	35	751	21.46
平5	収蔵文書展	江戸時代の村方文書—村の生活と文書—	59	1013	17.17
平6	収蔵文書展	江戸の旅人たち	51	1077	21.12
平7	企画展	町と村の戦時体制—写真と文書による戦争展—	52	1135	21.83
平8	特別展	不動院文書展—寺院の歴史と文書管理—	36	1134	31.50
平9	特別展	毛利元就展—乱世に生き手紙を駆使する—	23	1141	49.61
平10	収蔵文書展	古文書で綴る地方都市商人の世界—尾道の湊と豪商橋本家—	51	923	18.10
平11	収蔵文書展	黒瀬町平賀家文書展	49	561	11.45
平12	収蔵文書展	賀屋家の人々—明・忠恕・鎌子・興宣— 賀屋家文書展	51	604	11.84
平13	収蔵文書展	広島戦後の記録 1945～1970	55	711	12.93
平14	企画展	戦中・戦後の援護—戦争犠牲者への追悼と援護—	77	716	9.30
平15	企画展	路面電車が語るヒロシマ—写真と資料で見る創業・被爆・復興—	46	1043	22.67
	出張展	路面電車が語るヒロシマ—写真と資料で見る創業・被爆・復興—	16	5186	324.13
	収蔵文書展	明治期地方名望家のあゆみ—佐伯郡玖島村八田家の歴史と文書—	51	683	13.39
平16	ジョイント展	昔のこどもと教科書—江戸・明治時代の教科書と教育制度—	51	710	13.92
	出張展	明治期地方名望家のあゆみ—佐伯郡玖島村八田家の歴史と文書—	18	1522	84.56
	出張展	江戸・明治のこどもと教科書	12	985	82.08
	収蔵文書展	広島藩の割庄屋文書—賀茂郡吉川村竹内家文書から—	55	462	8.40
平17	出張展	こんなに大変 割庄屋のお仕事	6	310	51.67
	収蔵文書展	京橋町・保田家文書展—広島城下商家の活動と文化—	49	580	11.84
平18	ジョイント展	戦後広島のパブリック—グラフィック—田中嗣三と『生きている広島』—	62	572	9.23
平19	収蔵文書展	残された 村の記録—広島県深安郡山野村役場文書—	55	692	12.58
	ア・カイブ・ウィーク展	県立文書館収蔵地図・絵図展	51	381	7.47
	FNP展	ニューカレドニアの日系人—平賀家文書と日系二世の証言からみる移民史—	42	259	6.17
平20	収蔵文書展	開発の時代 広島県行政文書 1955—1975	57	365	6.40
	リバイバル展	開館20周年記念リバイバル展	57	446	7.82

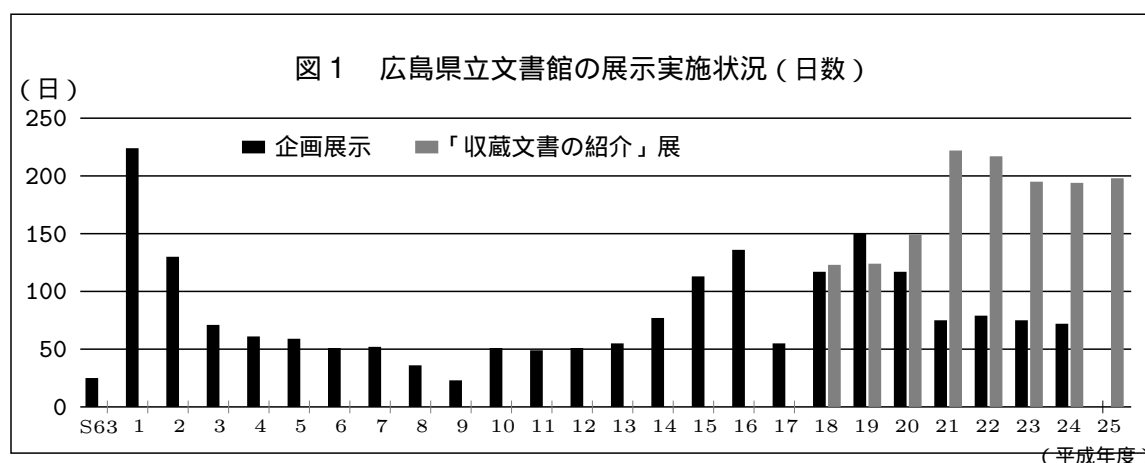
年度	展示種別	展示名称	日数 (A)	観覧者 数(B)	(B)/(A)
平21	収蔵文書展	江戸・明治 商家文書の世界	60	362	6.03
	県庁ギャラリー展	藩から県へ—広島県の誕生—	12	226	18.83
平22	収蔵文書展	明治初期の町村文書	63	314	4.98
	県庁ギャラリー展	広島県の歴史絵はがきと観光資料—戦前の海・川・町—	17	310	18.24
平23	収蔵文書展	激動の時代 幕末維新の広島と古文書	62	610	9.84
	県庁ギャラリー展	広島県の歴史絵はがきと観光資料—内陸部の風光—	13	185	14.23
平24	収蔵文書展	広報資料からみた広島県政の歩み—1970～2000—	62	424	6.84
	県庁ギャラリー展	広報資料からみた広島県政の歩み—1970～2000—	10	185	18.50
平25	収蔵文書展	「海の道」の近世～瀬戸内の景観と生活・交流の歴史～	62	596	9.61
平25	—	—	—	—	—

表2 広島県立文書館「収蔵文書の紹介」展の実施状況

年度	展示名称	日数 (A)	観覧者 数(B)	(B)/(A)
平4	海上家文書について			
平5	極楽寺文書と幕末の農兵			
	土井氏収集文書について			
平6	享保14年に広島を通行した象の資料			
	南北朝時代の大般若経			
平7	「県議会文書」について			
	山陽新幹線建設に関する広島県の行政文書			
平8	高宮郡勝木村の武—騒動関係記録			
	前原家文書について			
平9	将軍徳川吉宗時代の広島藩—五代広島藩主浅野吉長とその施策—			
	広島の心学者宮本愚翁とその日記—『県立文書館資料集2』発刊記念—			
平10	尾道の豪商橋本家と雲州廻米			
	維新のテクノクラート小野友五郎とその文書			
平11	広島藩の水軍—船手方山田家の文書—			
	絵はがきに見る広島的面影			
平12	番付, 引札, 新聞, 博覧会—広告の系譜—			
	戦場へ駆り出された農兵たち—世羅郡西上原村極楽寺文書から—			
平13	文書で綴る保田八十吉の生涯			
	三吉少納言覚弁の活躍と文書			
平14	今堀誠二文書—平和運動への証言—			
	広島藩土山田家文書			
平15	広島藩の鷹匠奥田家とその文書			
	明治～昭和の山村の暮らしと役場文書—「山県郡芸北町役場文書」から—			
平16	貫心流(司箭流)剣術・薙刀とその文書—広島県の剣術家細家三代—			
	広島城下焼き物ことはじめ—昨年寄贈された古文書から(一)—			
平17	商家の家法と趣法書を読む—昨年寄贈された古文書から(二)—			
	深安郡山野村における経済更生運動			
平18	現代詩人山田迪孝収集の県内観光パンフレット—昭和30年代を中心に—			
	青木茂氏旧蔵文書と尾道町年誌			
平19	江戸時代の旅日記—広島京橋町保田家文書から—			
	幕府諸国巡見使と賀茂郡の接待			
平20	復員・引揚げとシベリア抑留—援護行政のアーカイヴズ—			
	1972年のアーカイヴズ—今年度公開された広島県行政文書の紹介—			

広島県立文書館における利用・普及の現状と課題（西向）

年度	展示名称	日数 (A)	観覧者数 (B)	(B)/(A)
平16	江戸時代の宗旨改めと人数調査 田中家文書			
平17	「旧跡ノ絵」と浄土真宗「二十四輩巡拝」 資料が語る被爆60年 写真・絵はがきで見る広島の共進会・博覧会—明治・大正・昭和 初期—			
平18	藩から県へ—広島県の誕生— 戦国・安土桃山期の武家文書 古文書の収納用具	68 —	377 —	5.54 —
平19	『原水爆時代』と今堀誠二文書 広島藩の富くじ	66 58	267 326	4.05 5.62
平20	佐伯郡海老塩浜・山中家文書 広島工業港	87 62	376 286	4.32 4.61
平21	重要文化財奥家住宅の古文書 佐伯地方事務所の文書—回収された行政文書— 江戸時代の年始	69 108 45	343 212 281	4.97 1.96 6.24
平22	駐留軍と県行政 広島県の観光行政と観光パンフレット 広島藩における民衆教化と孝子奇特者褒賞	69 87 61	271 395 312	3.93 4.54 5.11
平23	近世芸備地方の地誌 災害の記録と記憶 草創期の広島の新聞	74 64 57	430 387 721	5.81 6.05 12.65
平24	広島県の歴史的風景 ようこそ 江戸時代の厳島へ！ 備後国恵蘇郡南村大宮八幡宮神主 堀江家の古文書	75 66 53	713 547 343	9.51 8.29 6.47
平25	広島県庁舎の戦災復興 広島ゆかりの「古典籍」展～俳諧・狂歌と広島の出版～ データでみる深安郡山野村の経済成長	81 61 56	489 513 366	6.04 8.41 6.54



さて、ここから分かるように、開館当初は、活発な企画展示を行っていたことが分かる。これは他館でもよく見られる傾向である。開館時は館の歴史上最も予算が高額の時であり、また“開館記念”という付加価値が付くため来館者も多い。開館間もない平成元年度には、企画展・特別展・収蔵文書展の各展示を計3回実施している。

その後、運営予算が開館当初のほぼ半額あたりで落ち着きはじめた平成4年7月、パネルのみで構成する常設展を新たに開始し、これに展示ケースの一角を用いたミニ展示「収蔵文書の紹介」展(年3～4回の入れ替え)を組み合わせるようになった。一方、翌5年度からは企画展示を年1回とし、それ以外の期間は常設展パネルと「収蔵文書の紹介」展の組み合わせで賄うこととした。このスタイルはその後長く続くこととなり、平成7年10月には、新たな常設展パネルを作成しリニューアルした¹⁶⁾。

この常設展開始以降、展示のあり方(借用資料による展示や歴史的テーマを掲げた展示)も徐々に再検討されるようになったと思われる。後述するように、平成10年代以降、資料整理を館の業務の軸足に据えていくようになるが、年1回の企画展示以外はパネルのみの常設展で賄うという方法も、このような方針に合致するものであったと言える。

ただし、平成15年以降になると、そのような方向性は重視しつつも、新たな展示活動を行うようになった。それは広島市文化財団が行った「ひろしま文化施設ジョイント事業」への参加により、他館との連携事業を行ったことである¹⁷⁾。財団から支援金が得られ、また連携による広報効果もあるため、14年度以降実施し始めたものである。とりわけ15年度には、広島平和記念資料館との連携で路面電車をテーマにした写真パネル中心の展示を行い、大きな集客効果があったことから、市街中心部での出張パネル展示も実施するという新たな試みも行った。この取組は、財団からの支援金が得られなくなった16年度以降も継続し、16年度には広島県立図書館との連携で同様に連携展示と市街地での出張パネル展示、さらにはジョイントイベントも実施



「収蔵文書の紹介」展の例

- 左：固定展示ケースの一角のみを用いた展示(「広島の心学者宮本愚翁とその日記」,平成7年7月)
- 右：固定展示ケース一面と可動ケースを用いた展示(「広島県庁舎の戦災復興」平成25年6～9月)

した。また、例年行ってきた収蔵文書展についても、17・18年度には、文書群の出所地である市で出張展示を行った。その後、19年度には、写真作家である大学教員に展示室を提供し、当館収蔵の平賀家文書の紹介も含めた移民展を開催、翌20年度には、開館20周年記念として過去の展示をオムニバス形式で紹介するリバイバル展を実施した。そして、21年度には県庁本館2階のギャラリーを使用したパネル展「県庁ギャラリー展」を実施し、以後はこの県庁ギャラリー展と収蔵文書展の組み合わせが定着し、「収蔵文書の紹介」展を含む常設展と合わせて年間の展示を回すスタイルで現在に至っている。

以上のように、この10年ほどの間、資料整理を重視しながらも、展示活動については実に様々な試みを行い、むしろ館の業務全体における展示のウエイトは増加し続けたと言ってよい。現在の当館では、普及活動 展示と言ってもおかしくないほどのウエイトを占めているのが実情である。とくに「収蔵文書の紹介」展は、平成18年度から、簡易な図録を作成して配布するようになり、その規模も、展示室の一角のみを使用していたかつてのレベルから、固定展示ケース一面さらには複数の可動ケースも使用するレベルへと拡大した。

これに伴い、展示にかかる業務量も当然のことながら増大した。平成14年度以降、展示関係予算は収蔵文書展の図録作成のみとなり、パネル・キャプション・ポスター・チラシなどは全て職員の協働作業で作成するようになった。自作のポスター・チラシは作成部数が限られるため、広範囲への送付ができず、その分他の広報手段の充実を図らなければならない。自作を要するアイテムとその分量が増えるほど、展示業務の占める割合は増大するのである。ここに、展示業務の抱える一つの課題があると言えよう。

かつて筆者は先述の論考¹⁸⁾において、閲覧利用者と展示観覧者とを異なるレベルの利用者として捉えた上で、文書館の理解者層拡大と社会全体への文書館理念の普及という観点から、様々な展示活動（つまり連携事業と出張展示）を行うことの意義を指摘した。しかし一方で、文書館の普及のためには閲覧利用の促進が不可欠のテーマであることも指摘し、閲覧体制の整備（そのための資料整理・目録作成）と展示などの各種普及活動との業務上のバランスをどうとっていくかが大きな課題であるとも述べた。しかし、近年の文書館展示論を見ると、館の業務体系全体の中でのバランスを考慮しようとする論調は、意外にも少ない。展示室を持つ館にとってどのような展示を行うか

は各館とも頭を悩ますところであり，それゆえ多くの展示論が報告されてきたのであるが，文書館の普及につながる業務は，なにも展示に限らず多様な取組が可能である。また，利用者との直接的な接点である閲覧利用にかかる業務は，文書館にとって最も根幹となる業務であり，普及活動もこの根幹業務との関係性の中で考えることが必要であろう。

2-2 ホームページ業務

次に，当館のホームページ業務の経緯と現状について述べておきたい。広島県立文書館のホームページは，平成15年3月に開設した。当時は，広島県のサーバーを借りる形で館独自のホームページを作成・公開しており，徐々にコンテンツを増やし，充実させていった。平成17年度からは，ホームページ上での目録公開を開始し，第一次整理を終えて公開の手筈が整ったものから順に，仮目録PDFを公開していった。平成23年度になり，広島県のホームページ作成管理システム（CMS）の新システムへの移行に伴い，それまでの広島県立文書館のホームページは24年1月に閉鎖し，以後は広島県の新システム内へホームページを移行させた。従来のページは，県の新ホームページ内にサブサイトを開設して，ほぼそのままの情報を体裁のみ変えて引き続き公開した。

以上が大まかなホームページ運用の経緯であるが，普及の目安となるアクセス数の動向については，新システムへの移行後，文書館ホームページへの正確なアクセス数の把握が困難となったため，現段階では十分な分析ができない状況である。現在は，Googleアナリティクス（解析ツール）により算出されたデータ（広島県ホームページへの全訪問数の一部サンプリングデータを基に算出された予測値）をもとに，大まかな傾向のみ把握している。

表3は，広島県立文書館のホームページについて，上記の方法により算出された平成26年4月から12月までのアクセス数（予測値）のうち上位のものを示したものである。ここから，当館ホームページの大まかな利用状況を押さえておくことにしよう。

トップページを除くアクセス数で常にトップに位置するのは「インターネット版古文書講座」である。このページは当館ホームページの開設時から作成しているが，現段階での更新頻度は低く，平成26年度末までの10余年間で12のページを作成しているのみである。更新回数が少ないにもかかわらず

広島県立文書館における利用・普及の現状と課題（西向）

表3 広島県立文書館のホームページアクセスの動向（平成26年4月～12月）

順位	4 月		5 月		6 月	
	ページタイトル	アクセス数	ページタイトル	アクセス数	ページタイトル	アクセス数
	広島県立文書館（トップ）	1227	広島県立文書館（トップ）	1223	広島県立文書館（トップ）	1327
1	インターネット版古文書講座	524	インターネット版古文書講座	619	インターネット版古文書講座	386
2	収蔵絵はがき 01	292	複製資料	232	収蔵文書目録・仮目録 PDF	322
3	古文書解読入門講座	247	全国の文書館（リンク集）	205	収蔵絵はがき 14	266
4	収蔵文書の紹介展示	235	文書館だより（～最新号）	199	古文書 広島市	196
5	インターネット版古文書講座No.12	213	古文書解読入門講座	190	古文書に発生したカビの除去	166
6	インターネット版古文書講座No.11	159	古文書 広島市	175	複製資料	140
7	資料集	145	文書館講演会のお知らせ	169	行政文書・行政資料	123
8	広島県史等の販売情報	142	インターネット版古文書講座No.12	151	全国の文書館（リンク集）	113
9	紀要（～最新号）	116	インターネット版古文書講座No.08	148	文書館だより（～最新号）	113
10	文書館だより（～最新号）	111	収蔵文書の紹介展示	130	古文書整理	96
11	市町村史の刊行状況	105	広島県史の販売情報	121	古文書解読入門講座	96
12	文書館講演会のお知らせ	105	インターネット版古文書講座No.11	112	収蔵絵はがき 01	90
13	古文書 広島市	105	紀要（～最新号）	109	インターネット版古文書講座No.11	90
14	古文書に発生したカビの除去	96	資料集	109	資料デジタル画像	86
15	複製資料	91	収蔵絵はがき 01	106	インターネット版古文書講座No.12	83
	アクセス件数合計	5785	アクセス件数合計	6820	アクセス件数合計	5950

順位	7 月		8 月		9 月	
	ページタイトル	アクセス数	ページタイトル	アクセス数	ページタイトル	アクセス数
	広島県立文書館（トップ）	1601	広島県立文書館（トップ）	1606	広島県立文書館（トップ）	1474
1	インターネット版古文書講座	581	インターネット版古文書講座	603	インターネット版古文書講座	417
2	インターネット版古文書講座No.12	326	インターネット版古文書講座No.12	315	インターネット版古文書講座No.12	263
3	インターネット版古文書講座No.11	254	インターネット版古文書講座No.11	178	古文書に発生したカビの除去	222
4	収蔵文書目録・仮目録 PDF	220	全国の文書館（リンク集）	178	収蔵文書の紹介展示	212
5	インターネット版古文書講座No.10	217	インターネット版古文書講座No.08	142	全国の文書館（リンク集）	164
6	各種資料	175	インターネット版古文書講座No.10	133	複製資料	144
7	資料集	175	資料集	129	インターネット版古文書講座No.11	144
8	複製資料	165	複製資料	125	古文書解読入門講座	137
9	収蔵文書の紹介展示	151	インターネット版古文書講座No.09	125	インターネット版古文書講座No.09	127
10	全国の文書館（リンク集）	141	古文書に発生したカビの除去	121	資料デジタル画像	120
11	古文書に発生したカビの除去	110	企画展・収蔵文書展	117	古文書 広島市	109
12	古文書 広島市	110	収蔵文書の紹介展示	113	インターネット版古文書講座No.10	106
13	文書館だより（～最新号）	103	古文書 広島市	113	保存管理講座	106
14	収蔵絵はがき 01	100	収蔵文書目録・仮目録 PDF	113	行政文書・行政資料	85
15	古文書解読入門講座	100	文書館だより（～最新号）	113	市町村史の刊行状況	82
	アクセス件数合計	6630	アクセス件数合計	6614	アクセス件数合計	6066

順位	10 月		11 月		12 月	
	ページタイトル	アクセス数	ページタイトル	アクセス数	ページタイトル	アクセス数
	広島県立文書館（トップ）	1417	広島県立文書館（トップ）	947	広島県立文書館（トップ）	1236
1	インターネット版古文書講座	549	インターネット版古文書講座	383	インターネット版古文書講座	430
2	収蔵文書の紹介展示	278	行政文書・行政資料	260	保存管理講座	353
3	インターネット版古文書講座No.12	218	インターネット版古文書講座No.12	189	行政文書・行政資料	215
4	行政文書・行政資料	218	インターネット版古文書講座No.11	156	古文書	196
5	古文書に発生したカビの除去	172	古文書に発生したカビの除去	142	収蔵文書目録・仮目録 PDF	193
6	全国の文書館（リンク集）	152	複製資料	112	今日の文書館	190
7	インターネット版古文書講座No.11	136	収蔵文書の紹介展示	112	全国の文書館（リンク集）	166
8	古文書解読入門講座	132	広島県史等の販売情報	104	古文書に発生したカビの除去	152
9	複製資料	129	紀要（～最新号）	96	インターネット版古文書講座No.12	130
10	インターネット版古文書講座No.03	109	市町村史の刊行状況	85	収蔵文書の紹介展示	124
11	保存管理講座	109	インターネット版古文書講座No.08	79	利用案内	108
12	資料集	103	インターネット版古文書講座No.03	79	複製資料	94
13	資料デジタル画像	99	古文書解読入門講座	79	広島県史等の販売情報	94
14	インターネット版古文書講座No.06	86	古文書 50 音順	74	古文書 広島市	91
15	企画展・収蔵文書展	83	複製資料 広島市	71	インターネット版古文書講座No.11	88
	アクセス件数合計	6196	アクセス件数合計	4950	アクセス件数合計	6125

ず最もアクセスが多いところに、古文書解読への一般のニーズの高さがうかがわれる。「インターネット版古文書講座」は、古文書テキストに解読文と解説文を付けたものであるが、文書の選定と内容吟味は半ば展示準備にも似た作業となり、新たなページの作成には思いのほか労力を要する。そのため現状では、過去に実施した展示の中からテキストとなる古文書を選定し、展示キャプションをもとに解説文を作成しているのが実情である。ニーズが高いことは明らかだけに、今後追加ページの作成を進めたいところである。

また、収蔵資料を紹介するページ（「行政文書・行政資料」「古文書」「複製資料」）や目録ダウンロード用のページである「収蔵文書目録・仮目録PDF」も、毎月上位に位置している。収蔵資料の閲覧利用が文書館利用の基本であることが、ここからもうかがえる。平成26年3月から試作版を公開中の「収蔵絵はがき」（「資料デジタル画像」）も、比較的アクセス数が高い。デジタル・アーカイブズについては、充実したページを公開する館も増えつつあるが、当館ではまだこれからという状況である。

平成26年度に新たに作成したページとして、アクセス数が多いのが「今日の文書館」である。このページは、文書館の日常業務の姿を日記風に紹介するページとして作成したものである。なるべく頻繁に更新して日常の姿を見せていくと共に、利用者が通常知ることのできない文書館の裏側（バックヤード）を見せることを意図したページである。7月14日から開始した当ページは、URL表示に不都合があった関係でアクセス数が把握できたのは12月からであるが、すでにアクセス数は上位に位置している。このようなページは、ある程度文書館に関心を持つ人たちが訪問しているとも考えられるが、文書館が行っている多様な業務の中身を知ってもらい、文書館を理解してもらおう点で効果的なツールであると考えている。

なお、もう一つ注目すべきこととして、12月に「保存管理講座」が上位2位に位置している点を挙げておきたい。これは、平成26年8月に発生した広島土砂災害において、当館が被災写真アルバムの保全活動を行い、その結果をもとに「土砂災害で被災したアルバム・写真の対処法（手引き）」というリーフレットを作成し、「保存管理講座」のページにPDFを掲載したことによるものである¹⁹⁾。このリーフレットは、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）のサイトや歴史資料ネットワーク（史料ネット）その他のサイトでもリンクが貼られ、広く紹介された。現在も、地震や水害などの被

災地における資料保全活動は続いており，こうした被災資料への対処法については，広島の被災地のみならず，各地にそのニーズが存在する。この動きはその表れであると言えよう。

以上の利用状況から，量的問題は別として，アクセスの多いページにどのような傾向があるのか，概ね知ることができる。一つは，「今日の文書館」のように，いわば館の側が積極的に日常の様子やバックヤードを紹介する形で利用者の関心を誘い，一定のアクセスが得られたというものである。この場合，館の側からの働きかけが基本であるため，更新頻度の高さが必要となる。そして，もう一つは，「インターネット版古文書講座」や収蔵資料の情報，「保存管理講座」など，更新頻度が少ないにもかかわらず一定のアクセスがなされているページである。これらは一定のニーズが前提として存在し，そのニーズに叶った情報を提供したことで比較的高いアクセスが得られたというものである。

このように，アクセスの高いホームページのコンテンツには少なくとも2種類の異なる性質のものがあり，この点を意識して作成することが必要であろう。ただし，その際にも留意すべきことは，館の業務全体の中での労力配分の問題である。ホームページ業務を館の業務全体の中に無理なく組み込み，なおかつ効果的なホームページの運用を行うためには，さきの2種類のページのうち，前者については極力簡易な作成と起案・決裁手続きとし，なるべく少ない労力でスムーズな更新を行うことが求められる。一方，後者については作成に時間を要するため，一定期間の計画性を意識して作成することが必要である。

また，ホームページ業務は，アイデアに依拠するところが大きく，広く関心を持ってもらえそうな新たなコンテンツを考えることは，それ自体楽しい作業である。ただそれだけに，組織の本質をしっかりと伝えられる内容にすることも重要である。つまり，単にアクセス数の増加だけでなく，文書館の利用・普及につながるコンテンツを考えるということである。

1回の作成で相当のアクセス数が得られ，文書館の利用・普及にもつながる有益な情報ページの作成は今後の大きな課題であるが，例えばその一例として，『広島県史』別編1「年表」²⁰をPDF化して公開する方法が考えられる。『広島県史』の「年表」は，851頁からなり，各記事に典拠となる資料名が略記され，その資料の多くは県史編さん室のアーカイブズを引き継いだ当

館が原文書もしくは複製資料の形で収蔵している。従って、この「年表」がインターネット上で見ることができ、調べたい事柄を検索することができれば、広島県の歴史的事項に関する様々な調査に資するところが大きく、その利便性は高いと想像できる。このようなページは作成に相当の期間を要するが、一旦作成すれば更新の必要はなく、しかも高いアクセスと収蔵資料の利用促進が期待できる。実現させる価値のある有意義なコンテンツの一つである。

2-3 その他普及活動—今後の課題も含めて—

広島県立文書館が「普及・啓発」の一環として行っている事業は、展示、ホームページのほかに、各種の講座・講演会、実習、広報紙の発行などがある。講座では、一般向けのものとして、古文書解読入門講座（毎年6～10月に月2回ずつ開催）と続古文書解読入門講座（毎年7～3月に月1回ずつ開催）を毎年開催している。古文書解読の講座は全国の多くの文書館・公文書館で実施する人気講座であり、当館でも毎年必ず数十名の受講者を得ている。また、文書館講演会を年1回開催しており、収蔵文書展の内容に関連したものを展示担当者が講師となって開催している。また、県内市町の文書担当職員及び教育委員会文化財担当職員を対象にしたものとして、行政文書・古文書保存管理講習会も毎年開催している。このほか、大学等の学外実習の受入れを行っており、近年ではインターンシップや中学生の職場体験なども受入れられている。とくに、広島市内にある安田女子大学が毎年実施している「古文書学実習」では、当館職員が講師としてほぼ全てのカリキュラムを担当している。最近では保存・修復実習についても経験を積んだ嘱託職員が担当して行っており、こうした実習を受入れる態勢づくりも次第に整ってきている。これらは20年以上にわたる文書館業務の蓄積の成果であると言えよう。

これらの業務は、今後も継続していくことになるだろうが、一方で、今後に向けた普及活動として、準備に負担のかからない形での意義ある活動を模索することも必要であろう。そのような活動を、以下にいくつか例示してみたい。

(1) バックヤードを見せる工夫

当館では、以前から見学対応の便を考えて、書庫内に説明用の掲示を行っ

てきた。地下の古文書庫には、古文書のほか、受入れ時に運んできた木箱や慳貪なども置いており、下張り文書が残る襖も多数収蔵している。それらについても説明板を掲示し、館内見学を実施する際に適宜使用し、参加者に見ていただいている。館内見学は、講座や講習・講演会など館内で行事があるたびに希望者を対象に行っており、大学等の学外実習を受け入れる際にも必ず実施している。参加者が多い場合は、班分けをして複数の担当職員で館内を案内し、説明しているが、当館の書庫は通路も狭く見通しも悪いため、参加者全員の目が届かない場所で説明しなければならないことも多い。そのような点も踏まえ、こうした説明板の掲示は、見学者にも分かりやすく、職員の対応も容易にするため、充実させる価値のある取組と言えよう。

館内見学は、通常は知られることのない文書館のバックヤードを一般利用者に見せ、収蔵資料の全体像を知っていただき、保存管理の様子を実地に見て理解を深めてもらえる有意義な事業である。それだけに、書庫内の表示は、より意識的に検討されてよいであろう。言うなれば、「見せる書庫」にするための取組である。

なお、先述したホームページの「今日の文書館」も、このようなバックヤードを見せる取組の一つとして位置づけられるものである。



書庫内の説明表示 左：行政文書庫 中央：古文書庫（配架文書の説明） 右：古文書庫（襖の下張り文書の説明）

（２）組織内部への普及

文書館の利用・普及を考える際には、一般利用者だけでなく、組織内部の利用促進と普及をはかる取組が欠かせない。当館でも広島県職員の行政利用は徐々に増える傾向にあり、それに伴って文書館業務への理解も少しずつ広まりつつあると言える。しかし、現在のところ、一般向けの普及活動とは別に組織内部の広島県職員向けに独自に行っている普及活動はほとんど無いと言ってよい。

組織内部への普及活動については、沖縄県公文書館のように、県職員向け

のホームページを作成し一般にも公開している例があるが、近年ではやはりグループウェア（職員ポータル）を利用した取組が最も有効であろう。東京都の板橋区公文書館では、早くから庁内職員向けの『公文書館だより』を発行しており参考になる。このような事例が他館でどの程度実施されているのかは明らかでないが、一般向けの広報紙とは別に、県職員向けに必要な情報をできるだけ簡易な形で提供していくことは有効かつ必要な取組であろう。庁内向けの広報紙を発行し、グループウェアの「全庁文書箱」や「全庁掲示板」などに適宜掲載していけば、庁内での認知度を高め、県職員が文書館を業務利用する際の利便性の向上にもつながる。

板橋区公文書館が発行する庁内向けの『公文書館だより』は、1号あたり表裏両面印刷1枚もしくは2枚程度のものであるが、職員が職場内で読むものとしては適量であると言えよう。板橋区公文書館の事例を参考に、今後当館でも同様の広報媒体の作成を検討していきたいが、掲載する事項としては、文書館の基本的な性格・役割や職員による業務利用の方法・手続といった基本的な情報提供のほか、業務利用の事例紹介、公文書の保存・管理に関するお願い・注意・呼びかけ、庁内向けの収蔵資料紹介（県庁舎関係文書、広報写真など）といったものが考えられる。

（3）展示・掲示物の工夫

展示業務に関しては、先述したとおり、すでに数多くの事業を展開しているが、他の取組を充実させつつ展示業務も維持していくには、かつて開館20周年記念事業で実施したりバイバル展のように、過去の展示をリメイクして実施する方法も検討すべきであろう。最近では、県庁本館で実施する県庁ギャラリー展において、収蔵文書展等で作成したパネルを再利用して実施することも少なくない。個々の展示は相当の労力を費やして実施してきたものである。文書館が博物館等のように展示を中核業務として位置づける施設ではない以上、こうした過去の展示業務の蓄積を活かす取組がもっと検討されてよいであろう。

一方、施設周辺の掲示物については、より一層の工夫が必要である。文書館は一般にはまだまだ普及していない施設であるため、館の周辺にももう少し情報が必要である。平成25年度には、当館ではじめて中学生の職場体験で3名の中学生を受け入れたが、その際に、「壁新聞」を作成し、1階から文書



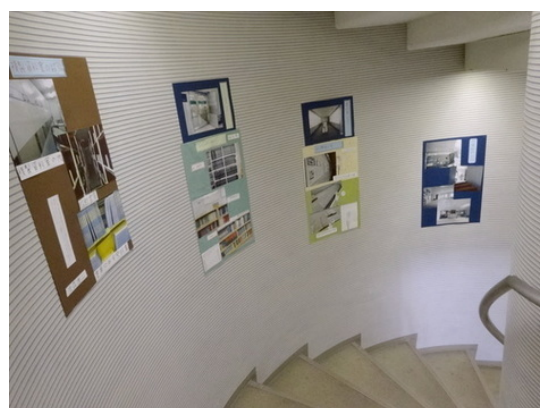
開館20周年記念リバイバル展示のポスター



県庁ギャラリーでの展示作業

収蔵文書展で使用したパネルを再利用して設営の様子（平成24年11月）

館閲覧室がある2階にかけてのらせん階段壁面に掲示した。中学生の目線から見た文書館を描いた掲示物で、比較的好評であった。また、閲覧室外のロビーなど遊休スペースの有効利用も今後の課題である。複製物の展示であれば、展示室展示に限定せず自由な発想で、館外に掲示・陳列することも検討してよいであろう。



中学生が職場体験で作成した壁新聞（「わくわく文書館探検！」）

（4）インフォメーションシートの作成

さきに森本祥子氏の論文²¹⁾で紹介したインフォメーションシートは、言わばテーマ別の館内配布用パンフレットであるが、閲覧利用者への情報提供やレファレンス対応の補助として有効な媒体であると言える。シートに記載する内容は、施設利用の案内から、調査テーマ別に有用な資料を紹介したもの、あるいは文書群の解説などを簡潔に記したものなどである。森本氏が紹介したイギリスの事例では、館によっては、綴になるほど頁数の多いものもあるが、表裏印刷1枚のもので統一している館もあったという。国内では、千葉大学アカデミック・リンク・センターがホームページ上で紹介しているインフォメーションシートがあり、附属図書館の蔵書検索の仕方や文献の入

手方法など，両面印刷で1～2枚という分量で統一されている。

当館では，まだ作成の計画はないが，例えば，当館でレファレンスの多い移民関係の調査について，当館にどのような収蔵資料があり，どのようなことが調べられるのかが1枚のシートにまとめられていれば，利用者にとっても対応する職員にとっても非常に便利である。あるいは原爆被災関係資料や新聞資料・県報の解説など，インフォメーションシートの題材となりそうな事項は少なからず考えられる。先述した庁内向けのたよりも，不定期の発行とするならば，このようなインフォメーションシートとして作成しグループウェアに掲示してもよいであろう。

文書館にどんな資料があり，どのようにすれば利用できるのかといった基本的な疑問を取り急ぎ解消してくれるツールとして，このようなインフォメーションシートをたくさん作って配置すれば，利用者には便利である。

以上のように，文書館の普及活動には，展示やホームページ，講座・講演会以外にも，様々な活動が考えられ，学ぶべき先例も多い。問題は，どのように業務全体のバランスを考え，その上でどのような普及活動を優先的に実施していくかであろう。従来の普及活動は展示や講座を中心に実施され，それらの事業が閲覧利用にどう結びつけられるかが検討されてきたが，文書の閲覧利用や文書館の本質的理解に結びつくような普及活動は，文書館・公文書館の世界では，まだ十分に検討されないまま今日に至っていると言えよう。その意味で，2-3で挙げた諸活動は，こうした課題への一つのヒントとなる活動であると考えられる。

3 資料整理・公開と閲覧利用動向の分析

文書館の利用を考えると，最初に述べたように，現在では閲覧と並んで展示を一つの利用形態として重視する傾向にある。しかし，利用者の側からすれば，閲覧はより能動的な利用形態であり，文書館としては，その利用形態を保証することが何より求められるのではないだろうか。展示・講座・講演会等の諸活動がいくら文書館を宣伝し，その結果として一定の閲覧利用の増加をみたとしても，いざ閲覧に来た利用者が自らの期待を満足させてくれるだけの成果を挙げることができなければ，結局利用者は文書館から遠ざかっていくことになるだろう。従って，文書館としては，この最も能動的で深い

利用形態をできるだけ保証し，十分な閲覧利用に耐えるだけの収蔵資料の充実と整理・公開の促進を図ることが何よりも重要なのである²²⁾。

以下では，収蔵資料の整理・公開という，文書館の最も基本的な業務について注目し，利用・普及の観点から，広島県立文書館における動向を見ていきたい。収蔵資料の整理・公開が進むことにより，徐々にではあれ確実に閲覧利用の促進へ結びつき，そのことが文書館の普及につながっていく。この基本的理解に立って考えれば，資料の整理・公開は，まさに普及の観点から検討されるべき重要事項と言えよう。

3-1 収蔵資料整理と目録公開の動向

広島県立文書館の収蔵資料量は，開館当初の平成元年度には総計で14,015点であったが，平成25年度には415,254点と約3倍に増加した。このうち過半の62.1%（257,933点）は古文書が占め，行政文書が13.7%（56,885冊），行政資料（行政刊行物）が24.2%（100,436冊）を占めている。以下では，それら各資料について，整理・目録公開の動向を見ていくことにする²³⁾。

（1）行政文書・行政資料の整理・目録公開

行政文書については，従来は保存年限が満了して廃棄されることになった文書のうち，重要文書として文書館が選別し引渡しを受けた文書のみ目録を公開していたが，平成24年4月に広島県文書等管理規則改正によって最長保存年限の「長期」が廃止となったため，現在は，行政文書目録（簿冊目録）と共に，平成24年度に新たに移管を受けた旧長期保存文書7,536冊の簿冊目録を閲覧室に配架し，公開している。廃棄予定文書から選別引渡しを受けたものについては，完結後30年度を目途に再選別を行っており，その結果保存することになった文書については件名目録（簿冊内の文書一件ごとの目録を掲載したもの）も作成し，簿冊目録と共に閲覧室に配架している。簿冊目録には，再選別の結果永久保存することになった文書だけでなく，再選別が済んでいない文書も収録している。また，データベースには6万冊以上の簿冊が登録されており，閲覧対応の際には職員が検索し，審査の上利用に供している。

行政文書の閲覧利用については，行政文書等利用除外基準に基づいて審査し，利用除外基準に該当しないものについて閲覧利用に供している。利用除外基準では，完結後30年を経過した文書と30年未満の文書に分けて規定し

ており、完結後30年未満の文書についても、広島県情報公開条例の規定に基づいて審査し閲覧対応している。従って、当館に移管された行政文書は全て公開対象となっており、閲覧申請に対応している。

ただし、現在のところ、目録は閲覧室に配架した紙媒体の目録のみを公開しており、文書館のホームページには目録を掲載していない。これは、行政文書の閲覧申請がなされた際に、従来は原則として全ての文書について原課への照会を行い、15日以内に措置の決定を行っていたため、1件の閲覧申請への対応にかなりの手間を要していたことが背景事情としてあった。つまり、インターネット上で目録の検索ができるようになり、行政文書の閲覧申請が増加した場合、大量の閲覧申請に対応しきれないという現実的な問題があったのである。しかし、現在では、基本的に館内での決裁により閲覧利用に供しており、館長における利用の可否判断が困難な場合にのみ原課へ意見を求めることにしている。従って、申請のあった当日に閲覧利用に供する割合が増えていることから、今後はホームページ上に行政文書目録を掲載し、利用の促進を図っていくことができるであろう。

一方、行政資料については、旧広島県史編さん室から文書館へ引き継いだものに加え、県庁各課・地方機関から直接提供を受けたもの及び県庁行政情報コーナーを通じて収集したもの、さらには県庁の廃棄行政文書の簿冊内に含まれているものを抜き取りして収集したものから成る。現在は、紙媒体の行政資料目録を閲覧室に配架しているが、そこに収録されているのは10万冊以上ある行政資料のうちの35,000点程度である。ただし、データベースには平成26年度末現在で126,000冊以上が登録されており、これらは行政文書と同様に職員が閲覧対応の際に検索し、利用に供している。なお、行政資料目録についても、行政文書と同様、現在はホームページ上に目録を掲載していないが、これも今後は掲載する必要がある。

(2) 古文書の整理・目録公開

さて、資料整理・目録公開の促進に関して、最も問題となるのは古文書(広島県を出所としない文書群)である。行政文書・行政資料については当館が収蔵する全てが公開対象となっており、その意味で建前上は公開率100%となっているが、古文書については、寄贈・寄託等により受入れた全文書のうちデータベース入力率は40%弱、目録公開率は22%にとどまる²⁴⁾。もっとも、

寄贈文書については未目録であっても閲覧利用に供しており，実際の公開率はこれよりも高いが，いずれにせよ収蔵する古文書のうち公開不可扱いのものが現時点で過半を占めているのである。以下，古文書の整理・目録公開動向について，やや詳細に見ていくことにする。

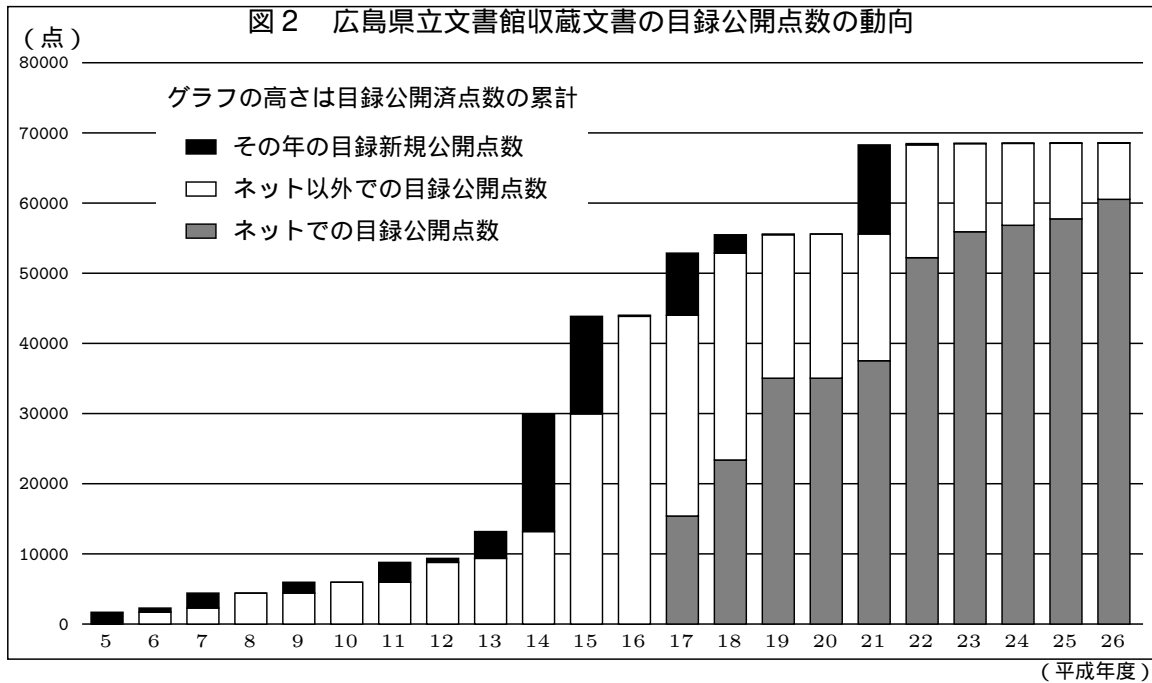
当館での古文書整理業務の経過については，長澤洋氏がまとめたものがある²⁵⁾。まず，それをもとに古文書の大まかな整理動向を概観してみよう。

古文書の刊行目録である『広島県立文書館収蔵文書目録』は，平成5～13年に計8冊刊行しており，23文書群・30,622データが収録された。これにより，目録を刊行していた13年度まで，古文書の公開点数は隔年で漸増傾向にあった。また，この刊行目録とは別に，平成9年度以降12年度頃までの間に未刊行の仮目録（データ入力した文書リストをプリントアウトしてファイルしたもの）を閲覧室に配架してきており，これに収録した文書データ件数が48文書群・18,633データであった。ただし，このうちの大半は1つの文書群（備後国御調郡尾道町橋本家文書）で占められており，この頃整理・公開していた文書群はその殆どが1文書群あたり60データ程度の小規模文書群であった。

その後，古文書の整理・管理手法は平成14年度に大きく方針転換した。『収蔵文書目録』の刊行を中断し，6段階の手法（1,受入／2,点数（第一段階）確定／3,整理担当者決定／4,第一次整理／5,第二次整理／6,目録刊行）を定めて第一次整理を優先することにしたのである²⁶⁾。この方針転換により，仮目録の開架による古文書の目録公開件数は大きく増加した。このことを図2で確認してみよう。これは，広島県立文書館収蔵文書（古文書）の目録公開点数の動向をグラフ化したものである。これで明らかのように，目録刊行を中断した平成14年度以降，仮目録の形での公開点数は大きく増加し，従前の3倍程度にまで伸びたことが分かる。グラフ中で黒く塗りつぶした部分はその年度に新たに公開した文書群の点数を示しており，平成14・15・17・21年度に大きく増えたことがうかがえる。これらの年度には，比較的大規模な文書群の仮目録が作成されたのであり，具体的には以下のとおりである。

平成14年度：広島県尾道市・青木茂氏旧蔵文書	1,880 点
安芸国賀茂郡吉川村・竹内家文書	6,951 点
広島県深安郡・山野村役場文書	8,032 点
平成15年度：安芸国佐伯郡玖島村・八田家文書	13,447 点
平成17年度：広島銀行『創業百年史』編纂資料	8,900 点

平成21年度：備後国芦田郡府中市村・延藤家文書 8,159 点
 広島市・長船友則氏収集資料 2,789 点

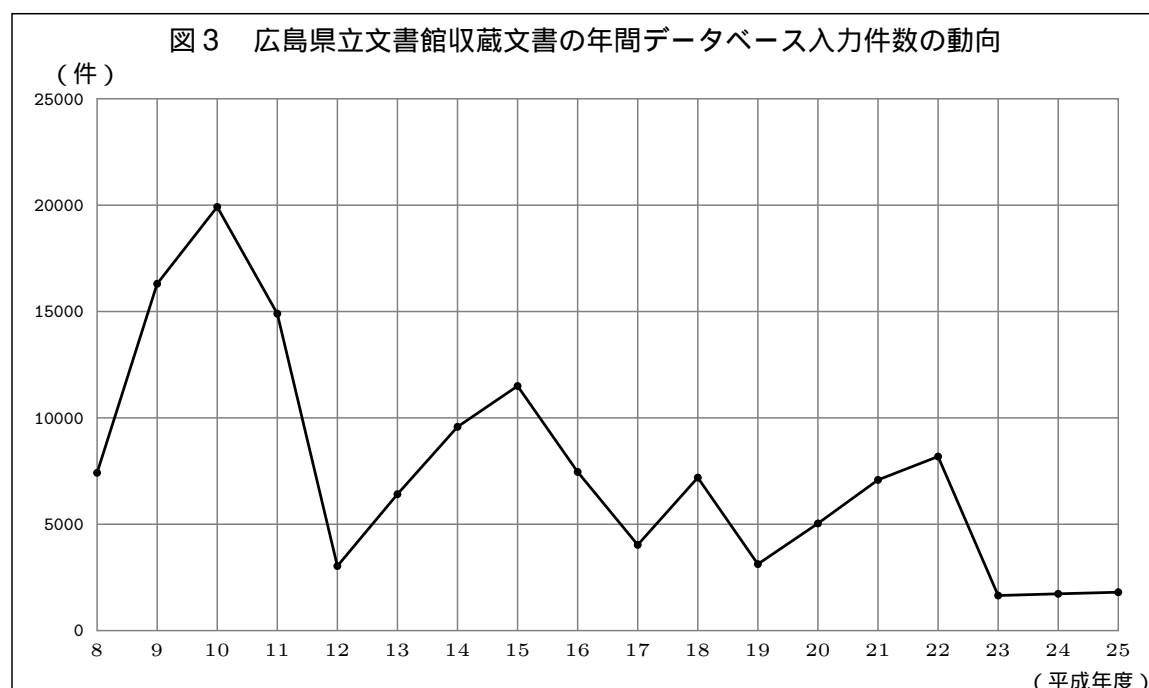


ただし、これ以降の古文書整理業務の進展は、単純にデータベースへの入力件数のみで測ることができない点に留意が必要である。データベース入力以前の作業として、嘱託職員による埃払いや保存装備などの物理的な措置に加え、点数確定作業でのデータ作成や現状の写真撮影、整理記録の作成が従前に比べてよりきめ細かく行われるようになったからである。先述したように、この段階には展示業務のほうもそれ以前に比べて過密化する傾向にあった。それにも関わらず資料整理が進展したのは、当時の館の実質的な意思決定の場であった職員会議において整理業務の重要性が強く意識づけられ、そのことが組織全体の意思としても機能したからである²⁷⁾。

ところで、順調に伸ばしていた古文書の目録公開点数は、平成21年度以降ほぼ横ばい状態となり停滞している。平成17年度からはホームページ上での目録掲載も行うようになり、その点数も21年度までは順調に伸びたが、22年度以降はホームページにおける目録掲載点数も伸び方が鈍っている。この点は、古文書のデータベース入力件数の動向を示した図3からもうかがえる。平成9～11年度は入力件数が15,000点以上と高くなっているが、これは隔年で『収蔵文書目録』を刊行していた時期にあたり、平成9年度は第6

集（芸北町役場文書）、11年度は第7集（橋本家文書目録）を刊行した年にあたる。橋本家文書は続く13年度の第8集と2回に分けて刊行しており、そのための資料整理を10・11年度にまとめて行ったため、9～11年度の入力件数が増大し、逆に12・13年度は目録刊行に向けたデータ入力が著しく減少することとなった。しかし、新たな資料整理・管理手法を行うようになった平成14年度以降は、年により増減はあるものの、ほぼ年間5,000件前後の入力件数で推移している。しかし、23年度以降は年間1,000件台と著しく低下した状態で推移することとなった²⁸⁾。

以上の傾向は、古文書のデータベース入力と目録公開を担当する研究員において古文書の整理業務に従事する時間が著しく減少したことによる。その要因については、別の機会に述べたいが、一つは、平成21年度以降、文書館・公文書館の全国組織である協議会（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会）の運営に当館が深く関わるようになったことが挙げられる。さらには、25年度に古文書整理業務自体の優先度を後退させる方針が示されたことも大きな要因である。もっとも、先述したように、近年の古文書整理は、実質的には点数確認作業や整理記録・写真撮影などがきめ細かく行われるようになっており、この作業自体は継続して遂行されていた。しかし、最終的な目録公開に向けての作業は研究員が担当しているため、その結果が上記の統計に影響しているのである。



資料整理は、他に差し迫った業務が発生した場合などには自ずと優先度が下がる傾向にあり、組織として意識的に取り組まなければ、進展させることが難しい業務である。当館の場合、刊行目録の発行は現在中断しているが、目録の刊行は必然的に整理業務に期限を設定することになり、それはある意味、整理業務の優先度を上げる側面も有する。業務が年々増加しかつ多様化していく中で、整理業務の進捗は、収蔵資料量の増大に伴って益々大きな課題となっていくであろう。

3-2 閲覧利用動向 —来館者数と出納数—

次に、収蔵資料の整理・公開により、文書館の閲覧利用がどのように推移しているか、具体的に検討してみたい。

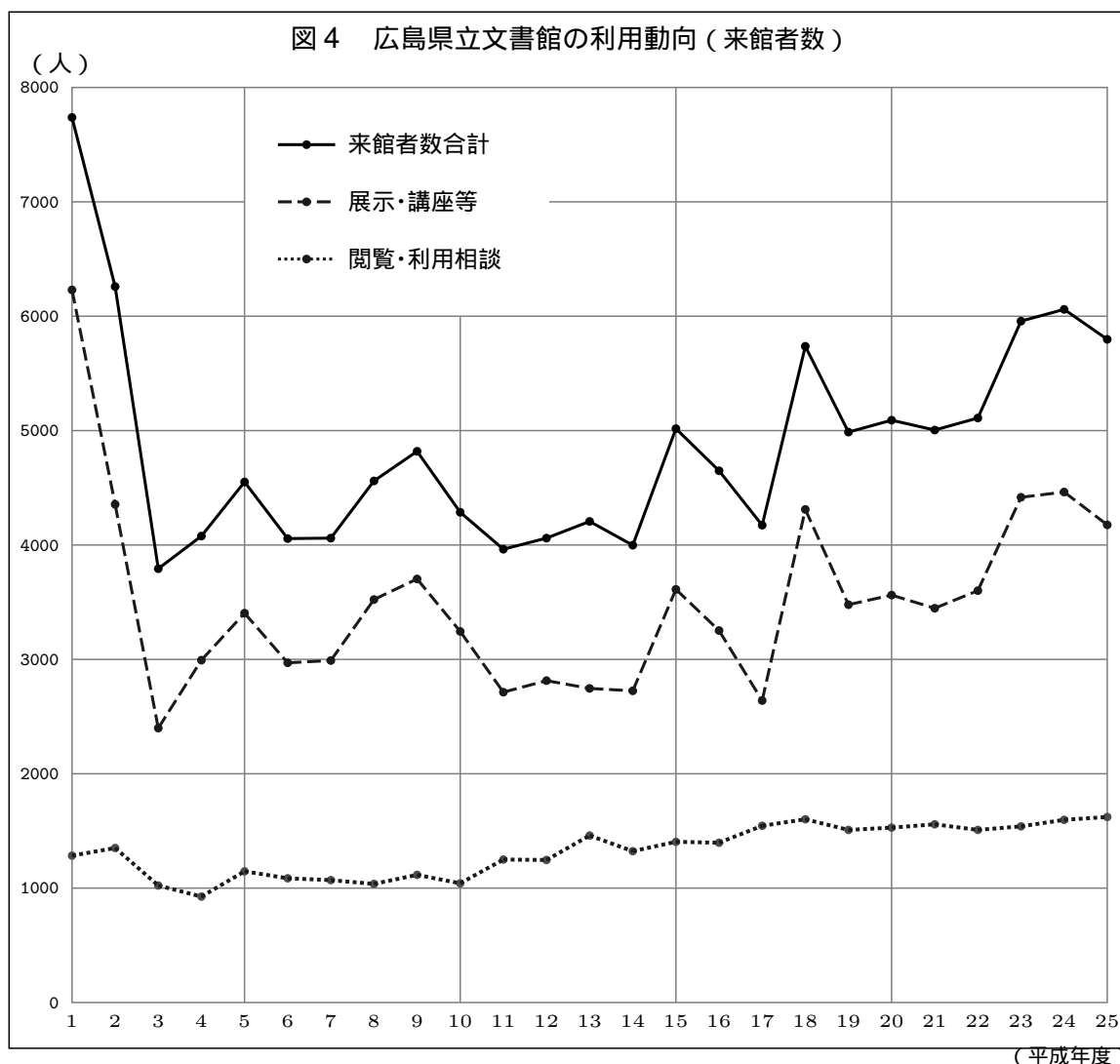
利用統計を見る際に留意すべきことは、閲覧利用の場合、その年ごとの固有の事情によって統計が大きく増減することである。例えば、ある利用者が一時期に大量の閲覧・複写を行った場合、その年の出納数は大きく増加し、翌年度は大きく減少するといったことは容易に起きるものである。従って利用統計の分析で重要なことは、そのような固有の事情を差し引いた上で見える傾向を抽出し、その要因を検討することである。

以下、当館の来館者数と資料出納数の動向を検討し、その要因を述べることにする。

(1) 来館者数の動向

図4は、広島県立文書館の来館者数の動向を閲覧・利用相談と展示・講座等に分けて示したものである。

この図で明らかかなように、当館の来館者数の全体の動向は、展示・講座等の観覧者・参加者の動向にほぼ比例している。開館当初は、予算規模も大きく、平成元年度は企画展示も3回実施したため、来館者数が開館以来25年を経過してもなお最も多い年となっている。その後、平成3年度以降は増減を繰り返しながら、徐々に年間4000人台から5000人台へと上昇傾向にある。古文書関連の講座の受講者は毎年ほぼ一定していることから、とりわけ展示の観覧者数が来館者全体の動向を大きく左右していると言えよう。先述したように、平成15年度は広島平和記念資料館とのジョイント事業として路面電車をテーマとした展示・イベントを実施し、翌年度には広島県立図書館と



のジョイント事業として教科書展とそれに関連する子供向けのイベントを実施した。また、平成18年度も県立図書館とのジョイント展示を実施したほか、この年度から「収蔵文書の紹介」展示の観覧者数のカウントを開始し、簡易な図録を作成配布するようになった。これらの事業により、平成15・18年をピークに展示観覧者数が全体として底上げされ、今日に至っていると言える。

一方、閲覧利用者数は全体的に横ばいである。しかし、平成10年度までは年間利用者が1,000人を超えるのがやっとの状態であったのに対し、11年度以降は1,200人を上回るようになり、とりわけ17年度以降には毎年1,500人を超える利用者数を確保するようになっている。徐々にではあれ、その数は増加傾向にあり、このことは非常に重要な傾向である。展示観覧者や講座受講者は、イベント数を増やせば増やすほど統計上増加するのはある意味当然

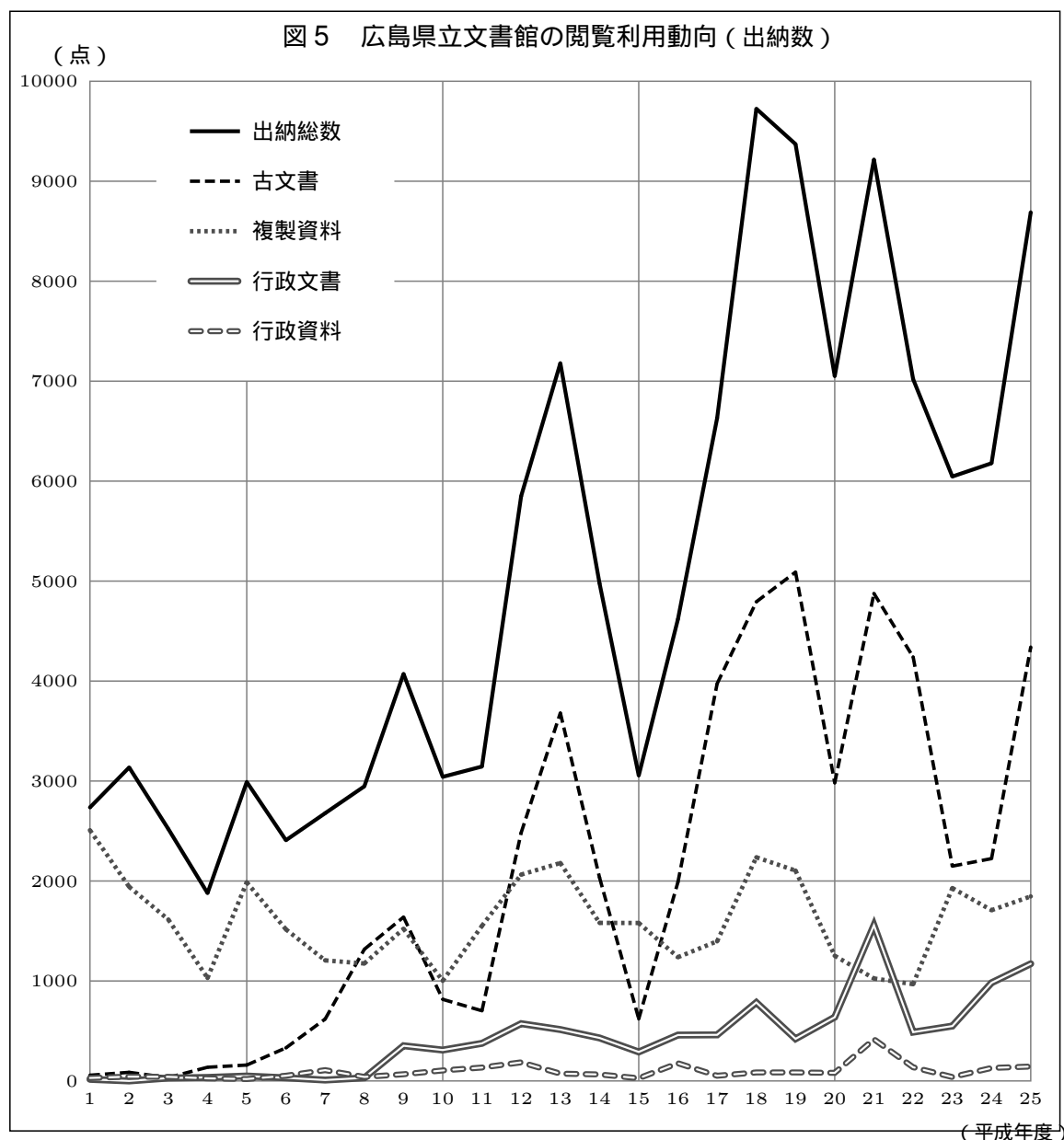
であるが、閲覧者数は資料整理・公開という文書館の日常的な業務の蓄積によって増加するものであり、文書館の普及度と密接に関わっているからである。利用者（もしくは文書館への潜在的ニーズを有する人々）のニーズを読み取り、そのニーズに合ったものを文書館の本質に照らして検討し、整備することが重要である。そのためにも、現在の利用状況を正確に把握することが欠かせないのである

(2) 資料出納数の動向

次に、当館収蔵資料の出納数の動向を検討し、閲覧利用動向の中身を詳しく見ることにする。

図5は、広島県立文書館において閲覧利用に供した資料の出納数の動向を示したもので、行政文書・行政資料・古文書・複製資料に分けて示している。この図で明らかなように、当館の閲覧利用動向は、古文書の出納数の動向にほぼ比例している。各年の出納資料の詳細な中身については、個別の閲覧申請書が廃棄されているために今となっては知る由もないが、事業年報によれば、平成13年度は県立広島大学の重点研究事業により古典籍の閲覧が継続して行われたため古文書の出納数が著増している。また、平成17年度以降に著しい増加が見られたことについては、事業年報には具体的な記載がないが、18年度の事業年報には新聞（複製）が大量に利用されたことが記されており、これに関連して古文書も大量に閲覧利用されたことが考えられる。

全体として、平成10年代に入り明らかな増加傾向を見せていることが分かるが、そこには、小さなエポックが2つあると考えられる。その一つは平成9年度から11年度にかけての時期である。まず、平成9年度に県職員による行政文書（長期保存文書）の庁内利用手続を整備した。このことは、単に庁内利用の数を利用統計に含めただけでなく、県職員の行政利用を促進することにも資するものであったと考える。また、平成11年度には複写料金を1枚40円から20円に改定し、一般図書のコピーサービスを開始した。開館後平成10年度までは、当館における複製サービスは広島県が発行した著作物に限られており、それ以外の図書類については、複製サービスを行っていなかった。この利便性の悪さを解消し、図書館並みの複製サービスを実施したことは、閲覧利用の全体的な促進にもつながり、目録公開点数の漸増と共に出納数の底上げにつながったと言える。平成12年度には、初めて年間の出納数が



5,000点に達し，以後は15年度を例外としてほぼ5,000点前後の水準を維持するようになったのである。

二つめのエポックは平成17年度である。この年度には複写料金を20円から10円に改定しており，これにより複写サービスの枚数が前年度の9割増に増加した。また，ホームページでの目録PDFの掲載を開始した年度でもあり，同年から18年度にかけて著しい出納数の増加が見られた。これ以後は，年による増減は激しいものの，6,000点を下らない水準で出納数は推移している。

当館の場合，閲覧利用におけるエポックとなる事柄は極めて些細な事項で

あるが、例えば、埼玉県立文書館の場合を見ると、独立新館への移転や地図センターの開設といった相当に顕著なエポックがあり、それらを境に閲覧利用が大きく増進している²⁹⁾。いずれにせよ、上記のような何らかの小さなエポックとなる事柄が閲覧利用の促進につながることを認識する必要がある。

当館の場合、次のエポックとなりうる事柄としては、ICT技術の進展を背景とした様々なWeb配信（ホームページ上でのデジタル・アーカイブズの充実など）が鍵となるであろう。ただし、この場合、「来館者」という括りで統計には反映しにくくなる面があることに留意が必要となろう。

なお、閲覧利用を促進するためには、資料整理・目録公開の促進だけでなく、閲覧対応処理の迅速化も重要な要件である。先述したように、平成24年度以降、当館では行政文書の閲覧申請対応において、館内決裁のみで閲覧に供するケースが増加（原課に照会する割合が減少）している。閲覧申請がなされたその日に即日利用に供する割合が増えることは、当然利用の促進に結びつく事柄であり、実際、図5を見ても、行政文書の出納数は明らかに近年増加傾向にある。ただし、平成25年度末時点で、旧長期保存文書も含めた行政文書の総数70,956冊のうち閲覧申請を受けて公開可否の処理を行った文書（非公開、部分公開措置にしたものも含む）は1,895冊であり、未だ2.67%に過ぎない。処理冊数の増加は行政文書の閲覧ニーズを掘り起こすことにもつながると考えられるだけに、今後は効率的に公開可否の処理を進めていくことも、利用促進と普及の観点から重要であろう。

（3）閲覧利用動向の特徴—山口県文書館との比較—

ところで、当館における閲覧利用のあり方について、どのような特徴があるであろうか。この点を隣県の山口県文書館と比較して見てみたい。

山口県文書館の年報によると、同館の場合、閲覧利用動向を大きく左右しているのは毛利家・徳山毛利家文庫の閲覧利用である。諸家文書の出納数は当館の古文書の出納数と同程度であるが、山口県ではその3～4倍にのぼる藩政文書の出納がある。山口県文書館では収蔵資料の5分の1程度を藩政文書が占めており、県庁文書も当館の出納数の2～3倍の利用がある。同館の場合、藩政から県行政へと続く山口県の組織アーカイブズが前近代及び明治～戦前期さらに戦後期と膨大に残され、整理・公開されていることが何より

も大きい。藩政文書も含め、明治から戦前期にかけての県庁文書の大半を失った広島県との差が如実に表れていると言えよう。このことから、組織アーカイブズの充実が、文書館普及の鍵であることは、両県の閲覧利用のあり方を比較するとよく分かる。

一方、当館が開館した時期にあたる平成元年度から現在までの閲覧利用の推移を比較してみると、山口県文書館が必ずしも右肩上がりになっていないのに比べ、当館は図4・5で見たとおり、徐々にではあれ右肩上がり利用者・出納数とも漸増傾向にある。25年間の資料出納数の変化を単純に比較すると、当館では平成元年度の資料出納数2,736点が25年度には8,689点へ増加しているのに対し、山口県文書館では平成元年度の資料出納数21,884点から25年度には23,242点となっている。出納数自体は山口県文書館が相当上回っているが、増加の割合は当館のほうが顕著であり、平成元年度では山口県文書館は当館の8倍の出納数があったのに比べ、平成25年度では2.5～3倍に縮まっている。先述したように、収蔵資料の充実と共に、新たな整理方針に基づく資料整理と目録公開の促進が図られた成果であると言えよう。

ただし、古文書（諸家文書）に限って見ると、当館の収蔵量は、統計上では山口県文書館の2倍となっており、それにも関わらず出納数が両館とも3,000～4,000点前後とほぼ同程度であることには留意が必要である。このことは、古文書の公開率の差と関係していると思われる。すなわち、山口県文書館では、古文書の目録公開率が90%とされているのに対し、当館では、先述したように、データベース入力が4割弱、目録公開率は未だ22%である。この公開率の差は、出納数に一定の影響を及ぼしているものと考えられ、公開率を上げることで、さらなる閲覧利用の促進につながるとも言える。資料整理が文書館の普及にとって極めて重要であることが、ここからも指摘できよう。文書館にとって、資料整理・目録公開を後回しにした普及活動はあり得ないと言わなければならない。

（4）閲覧利用促進に向けての課題

以上の考察を通じて、当館における今後の閲覧利用促進に向けての課題が見えてくると思われる。すでにいくつか指摘してきたが、ここで改めて今後の課題をまとめてみたい。

まずもって重要なことは、資料整理・目録公開を改めて業務の核と位置づ

け、その業務の蓄積を通じて閲覧利用の促進を図るという基本に立ち返ることである。展示・講座等の普及活動は、開催回数や日数を増やすことで必然的にそれらの利用者を増やすことにはつながる。しかし、それらの利用者は、閲覧利用者とは基本的に異なる利用者として位置づけるのが多くの文書館施設での経験から得られた一つの共通認識であろう。従って、閲覧利用の促進と文書館の普及の観点から、資料整理・目録公開のあり方を改めて見つめ直すことが必要である。

また、閲覧利用の動向を見ると、そこには、小さいながらも何らかのエポックとなる事柄が存在することが見えてくる。埼玉県のような顕著なエポックでなくとも、例えば複写サービスの変化や目録公開のあり方など、些細な変化が閲覧利用の着実な増進につながることは確かである。さきの考察では、今後の課題として、Web配信の充実や行政文書の公開可否処理の促進を挙げたが、そうした小さなエポックにつながるような取組を考えることも、閲覧利用の促進を図る上で重要な視点であろう。

さらに、閲覧利用の利便性だけでなく、収蔵資料の充実を図ることも将来的には重要な課題となる。とくに、山口県文書館との比較から明らかのように、広島県では組織アーカイブズの不足が利用上の大きなマイナス要因となっていることは間違いない。当館が長年取り組んだ「行政文書補完事業」³⁰⁾は、まさにこの観点から実施されてきたものであり、県内の役場文書等から広島県の戦前期の通達類等を収集してきたものである。このような意図的な収集活動は、文書館の性格上、本来的には行政文書において必要な事業であるが、例えば地図や写真などについても、利用者の高いニーズがあることを踏まえると、今後検討する必要があるのではないだろうか。

なお、目録公開に関して付言しておく、当館では紙媒体の目録を閲覧室に配架するほか、仮目録をPDFでホームページ上に掲載する方法を近年続けている。この目録PDFを公開することについては、もう少しその意義が評価されてよいのではないかと考える。ホームページでの目録公開については、多くの文書館施設では検索システムが採用されており、PDFで目録を公開することは、検索システムを導入しない館が用いる言わば過渡的な手法と見なされがちである。しかし、検索システムは特定のキーワードを含む文書の抽出には便利であるが、文書館が収蔵する文書群の全体像を知るにはきわめて不便であり、特定の文書群についてその全体像を理解し、深く利用し

ようとする利用者にとっては使い勝手が良くないツールでもある。これに対し、PDF目録は、キーワードによる検索も可能であり、何より特定の文書群について、その文書群が全体としてどのような文書で構成されているかという全体像が把握できることが大きな利点である。文書館の全収蔵資料からの検索には対応できないものの、文書群ごとのPDF目録の掲載は、文書館の収蔵資料の体系を理解するにはむしろより有効な目録公開の方法ではないかと考える。当館の閲覧室には、PDF目録を印刷して持参する利用者も時々見受けられるが、このような利用者は、自分が閲覧したい文書群の全体像を把握した上で来館しているものであり、こうした利用者が増えることは、文書館の収蔵資料の普及にもつながるものと考えられる。

4 おわりに

閲覧利用について普及の観点から論じることを主張したのは白井哲哉氏である。白井氏は、閲覧＝史料の直接公開、展示＝史料の間接公開とした上で、原史料の保存機関である文書館は直接閲覧が最も有意義な情報発信との立場を堅持すべきだと述べ、様々な普及活動は市民を閲覧に結びつけるための多様な回路と位置づけるべきであるとした³¹⁾。本稿で触れたような当館の業務の現状を踏まえた時、展示等の業務の有効性は認めつつも、改めて、閲覧利用の重要性と、それに直接結びつく資料整理・目録公開業務のあり方を考える必要性を感じる。閲覧あるいはレファレンスは、文書館利用の最も核となる利用形態であり、その利用形態が広く浸透することが文書館の普及を最も象徴するものと言えよう。展示・講座等の普及論も、閲覧利用にどうつなげるか、あるいはつながらないのかといった観点からこれまで様々な論じられてきた。また、文書館の業務や理念の普及につながる活動としては、展示・講座・講演会以外にも様々な普及活動の取組があることも本稿で触れてきた。しかし、閲覧利用に結びつく最も重要な業務は資料整理・目録公開であり、その進捗の如何が閲覧利用の動向といかに密接に関わるかは、本稿で見たとおりである。文書館業務全体の中でこれらの業務を具体的にどう進めていくかが課題であるが、そこには、単に職員の労力配分の問題だけでなく、文書館の様々な業務の基礎となる「調査研究」業務をどのように位置づけるか³²⁾、あるいは職員の様々な知見を業務に反映させるための意思決定

の仕組みをどのように構築するか、さらには、そもそも文書館をどのようなものとして普及させたいと考えるのか（組織アーカイブズを最優先とするか、公文書と古文書を同等に重視するかといった本質的な認識の問題など）といったことも、実は広い意味で文書館の普及のあり方に大きく関わる問題である。これらについて私見を述べることは、もはや本稿の主題から外れるため、他の機会に論じることとしたい。

注

- 1) 文書館の展示論については、以前発表した論考で、その時点までの研究を紹介したことがあるが（西向宏介「広島県立文書館における展示活動の課題」『広島県立文書館紀要』第5号,1999）、その後も各館での事例が多数報告されている。ここでは、それらを全て列挙することは避け、本稿の行論上必要な範囲において、以下の注で紹介する。
- 2) 西向前掲注1）、同「文書館における連携事業と出張展示」（『広島県立文書館紀要』第8号,2005）。
- 3) 「普及」とは、『広辞苑』（岩波書店、第二版補訂版、1977）では「あまねくおよぶこと。ひろく一般に行きわたること。」、『日本国語大辞典』（小学館、縮刷版第9巻,1975）では「広く一般にいきわたること。また、広くいきわたらせること。」とする。
- 4) この指摘については、中島康比古「国立公文書館における展示について」（『北の丸—国立公文書館報—』第36号,2003）を参照。
- 5) 傳田伊史「歴史資料の利用・公開の実践と課題—長野県立歴史館所蔵文書の展示を中心に—」（『平成22年度公文書館専門職員養成課程修了研究論文集』,国立公文書館,2010）を参照。ここでは、「展示」という方法を、利用者を待ち受ける「閲覧」よりも能動的な情報提供であると主張している。
- 6) このような主張については、豊川公裕「文書館展示のあり方—千葉県文書館企画展を例に—」（『千葉県の文書館』第9号,2004）、尾崎晃「文書館展示を魅力あるもの—千葉県文書館の試み—」（『記録と史料』No.21,全国歴史資料保存利用機関連絡協議会,2011）を参照。
- 7) 鹿毛敏夫「文書館展示のアイデンティティ—記録史料展示の理論と実践—」（『史料館研究紀要』第6号,大分県立先哲史料館,2001）。
- 8) なお筆者は、民俗資料・考古資料を文書館展示に用いてはいけなるとは考えていない。展示内容に見合った「モノ」資料を展示することは、展示の理解を深める上で用いてもよい手法であろう。筆者の主張は、鹿毛氏が前掲注

- 7)で述べたように、収蔵資料のみによって構成する展示を、視野の狭い消極的な展示と評することについて、その誤りを指摘したものである。
- 9) 森本祥子「アーキビストの専門性—普及活動の視点から—」(『史料館研究紀要』第27号, 国文学研究資料館史料館, 1996)。
 - 10) 柳沢芙美子「文書館における普及業務を考える」(『福井県文書館研究紀要』第8号, 2011), 清水善仁「アーカイブズにおけるアウトリーチ活動論—大学アーカイブズを中心として—」(『アーカイブズ学研究』No.14, 2011)。
 - 11) 清水氏前掲注10) 。なお, 清水氏は, 「アウトリーチ」定義に幅があることについては疑問を呈しており, アウトリーチのミニマム・エッセンスはあくまで「情報発信」「展示」「講座・講演会」であり, 「閲覧・レファレンス」まで含めることは難しいと述べている。筆者は, むしろ「アウトリーチ」の理解に幅があることに注目したい。
 - 12) 垣花優子「公文書館における情報探索活動と公文書館・アーキビストの役割」(『沖縄県公文書館研究紀要』第8号, 2006)。
 - 13) 森本氏前掲注9) 。
 - 14) 辻川敦「日本における『市民文書館』の理念と実践」(『地域史研究—尼崎市立地域研究史料館紀要—』第112号, 2012) 。なお辻川氏は, 「史料保存実現のための提言—利用・公開を軸とした文書館事業展開の可能性—」(『歴史科学』第136号, 1994, 全史料協編『日本のアーカイブズ論』(岩田書院, 2003)再録)で, 地域住民主体の観点から利用・公開を軸とする文書館運営の必要性を早くから提唱している。
 - 15) 西向前掲注1)・2) 。
 - 16) 常設展パネルは, 平成5年度に「古文書と紙の使い方」, 同7年10月に「古文書の招待—村方文書と武家文書—」, 同19年8月に「文書館と収蔵資料」という3パターンのパネルを作成し, 展示してきた。
 - 17) これについては, 西向前掲注2)で詳しく紹介している。
 - 18) 西向前掲注2) 。
 - 19) この土砂災害被災アルバム・写真の保全活動とリーフレット作成については, 下向井祐子「『土砂災害で被災したアルバム・写真への対処法(手引き)』を作成して」(『記録と史料』No.25, 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会, 2015)を参照。
 - 20) 広島県編『広島県史』別編1「年表」(広島県, 1984)。
 - 21) 森本氏前掲注9) 。
 - 22) この点に関して, 辻川氏は前掲注14)において, 史料の閲覧公開・レファレンス機能の重視と並んで, 収集する史料の網羅性・多様性を「市民文書館」としての事業の特徴として重視している。

- 23) 以下の行論及び図示する数値データは、注記のあるものを除き、基本的には各年の事業年報及び当館のデータベースに拠っている。
- 24) 『全国公文書館関係資料集』(独立行政法人国立公文書館, 2014)。
- 25) 長澤洋「古文書整理業務の20年」(『広島県立文書館紀要』第10号 開館20周年記念号, 2009)。
- 26) 当館での古文書整理の具体的な手順については、長澤洋「広島県立文書館における史料整理手順について」(『広島県立文書館紀要』第6号, 2001)で詳述している。また、平成17年度全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(全史料協)の全国大会(福井大会)での研修会において、長澤氏が「古文書整理業務の進め方」と題して講演しており、その内容は翌年度発行の『全史料協研修会テキスト(岡山大会)』(2006)に記録が掲載されている。
- 27) 当館において資料整理を業務の中心に置くべきとの意識づけは、職員会議(研究員会議と称した時期もある)が館の意思決定の場であった時代には、折に触れて会議の場で確認していた事柄である。平成14年度1月6日の会議録「職員会議の概要」には、「古文書整理業務が遅れていることと、将来的な人員配置計画を鑑みて、古文書整理に重心を置くよう囑託職員の配置について職員内で合意を得たい。」と記している。
- 28) 長澤前掲注25)では、各年のデータ入力件数の増減について、「扱う文書の性格がまちまちであり、簡単に整理が進む場合もあれば、難しい資料にさしかかってペースが落ちることもある」とし、「1年単位の入力件数の増減に一喜一憂するのはあまり意味のあることではない」と述べている。しかし、図3の傾向を見るかぎり、近年の入力件数の低下は、文書群の性格によるものではなく、明らかに整理業務そのもののウエイトの低下を示すものである。
- 29) 原由美子「閲覧利用から見た文書館」(『文書館紀要』第16号, 埼玉県立文書館, 2003)。
- 30) 当館の行政文書補完事業については、『広島県立文書館だより』第26号(2005)の「文書館のしごと⑧ 行政文書補完事業」(数野文明執筆)を参照。
- 31) 白井哲哉「文書館の利用と普及—利用者論の立場から—」(国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学』上巻, 柏書房, 2003)。
- 32) 「調査研究」について、本稿での詳述は避けるが、当館の設立過程での議論については、西向宏介「地方自治体文書館の基本理念と『公文書館論』—地域史料(古文書等)の位置付けを中心に—」(『広島県立文書館紀要』第7号, 2003)で触れたことがある。

なお、文書館業務における「調査研究」のもつ重要性について、管見の限りでは、横浜開港資料館が積極的な位置付けを行っているように思われる(「座談・資料館活動をめぐって」「座談・五年の回顧と将来に向けて」(『横浜開港資料館紀要』第5号, 1987), 斎藤多喜夫「横浜開港資料館の理念と役割—とくに

広島県立文書館における利用・普及の現状と課題（西向）

博物館・図書館との関係及び調査研究について―」（『同』第16号，1998）など）。

（にしむかい こうすけ 主任研究員）